（別紙４）

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について（平成 28 年３月 31 日付け 27 林整計第 352 号林野庁長官通知）
一部改正新旧対照表
（該当部分抜粋）

（下線部は改正部分）

改　正　後	改　正　前
森林整備保全事業の調査、測量、設計 及び計画業務に係る積算要領 目　　次 第１部　総則 １～３　（略） ４　設計等における数値の扱い ５　履行期間の算定方法 ６　（略） 第２部～第５部　（略） 第１部　総則 １～３　（略） ４　設計等における数値の扱い （１）　設計単価等の扱い 設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。 （２）　端数処理の方法 ①　歩掛 歩掛に補正を行う場合、補正係数を乗じた歩掛は、小数第２位（小数第３位四捨五入）まで算出する。 ②　単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価） 補正係数及び変化率等により単価に端数が生じた場合は、１円単位（１円未満四捨五入）とする。 ③　補正係数及び変化率等 補正係数及び変化率等は、各工種項目において端数処理する。 ④　金額 各構成要素の金額は（設計数量×単価）は、１円単位（１円未満四捨五入）とする。 ⑤　雑品（地質調査業務のみ） 雑品は、個々の歩掛に示された率を計上することとし、１円単位（１円未満四捨五入）とする。 ⑥　機械経費、通信運搬費等、材料費（測量業務のみ） 機械経費等は、個々の歩掛に示された率を計上することとし、１円単位（１円未満四捨五入）とする。 ⑦　単価表の合計金額 端数処理は行わない。 ⑧　その他原価、一般管理費等を算出する際の係数（設計業務のみ） 経費を算出する際の係数（α／（１－α）など）は、個別に積算基準へ明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第２位（小数第３位四捨五入）まで算出する。 ⑨　諸経費（設計業務の場合は、その他原価、一般管理費等） 諸経費は、千円未満を切り捨てる。 なお、地質調査業務、測量業務、設計業務等を一括して発注する場合は、各業務の諸経費で端数調整（切り捨て）する。 ⑩　旅費交通費等を除いた業務価格 旅費交通費等を除いた業務価格は、１万円未満を切り捨てる。 ⑪　業務価格 業務価格は、⑩に旅費交通費等を計上した価格とする。 （３）　積算表示単位の取扱い ①　積算に用いる単位及び数位表示は、別表１の積算表示単位一覧を標準とする。 なお、現場実態に応じて単位及び数位を設定できるものとする。 また、積算表示一覧以外の工種について、積算表示単位を定める必要が生じた場合は、積算表示単位一覧、業務内容等を勘案して定めるものとする。 ②　設計数量が積算表示単位に満たない場合は、有効数字１桁（有効数字２桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。 ③　設計数量は、算出された数量を積算表示単位に四捨五入して求めるものとする。	森林整備保全事業の調査、測量、設計 及び計画業務に係る積算要領 目　　次 第１部　総則 １～３　（略） （新設） （新設） ４　（略） 第２部～第５部　（略） 第１部　総則 １～３　（略） （新設）